

W.B.Sauders Company.

Krugmann, D.C. et al (1988). The New Child Protection Team Handbook, Garland Publisher.

Peters, S.D. et al. (1986). Prevalence in D.Finkelhor (ed.), A source book of child sexual abuse. Beverly Hills, CA, Sage 15-59.

Ramey, J. (1979). Dealing with the last taboo, Siecus Report, 7, 1-7.

Roland, B, et al. (1989). MMPI correlates of college women who reported experiencing child/adult sexual contact with father, stepfather, or other persons, Psychological reports, 64, 1159-1162.

Russell, D.E.H. (1983). The incidence and prevalence of intrafamilial and extrafamilial sexual abuse of female children. Child Abuse & Neglect, 7, 133-146.

Russell, D.E.H. (1984). The prevalence and seriousness of incestuous abuse: Step fathers vs. biological fathers. Child Abuse & Neglect, 8, 15-22.

Russell, D.E.H. (1986). The secret trauma: Incest in the lives of girls and women. New York, Basic Books.

Silver, R.L. et al. (1983) Searching for meaning in misfortune: making sense of incest, Journal of Social issues, 39(2), 81-102.

北山秋雄編(1994): 子どもの性的虐待—その理解と対応を求めて—, 大修館書店.

「子どもと家族の心と健康」調査委員会(代表 平山宗宏)(1999): 日本性科学情報センター.

谷口優子(1987). 尊属殺人が消えた日. 筑摩書房.

平成 11 年度厚生科学研究(子ども家庭総合

研究事業)報告書(2000). 被虐待児道の処遇及び対応に関する総合的研究(主任研究者 庄司順一).

性的虐待が疑われるサイン

宮本 信也

性的虐待は、他の虐待に比べて発見されにくいとされることが多い。外見上の身体的問題が性器以外に存在することが稀なこと、また、性器の所見を日常的に確認することが不可能なこと、虐待者による口止め・脅迫がある場合が多いこと、子ども自身話してはいけないことという意識を持ちやすいことなどがその理由としてあげられる。しかしながら、性的虐待を受けた子ども達が示す症状を整理すると、性的虐待以外ではほとんど見られない特徴があることも確かである。適切な早期発見のためには、性的虐待を受けた子ども達が示す症状・状態について、性的虐待が疑われる程度とともに知っておく必要があるであろう。

いずれにしても、以下に示した症状が、特に思春期前の子ども達に見られた場合には、性的虐待の可能性も考えるようにすべきである。大切なことは、他の虐待と同様、あるいは、それ以上に、性的虐待に関しては、その可能性を常に頭に浮かべるようにする、ということなのである。

1. 先ず、性的虐待を考えなければならないサイン

1) 身体面

妊娠（女兒、特に相手を特定できない場合）、性器出血、性感染症（性器・口腔）、外性器の炎症・内出血・裂傷（特に女兒）、肛門の出血・裂傷・血腫・外傷癒痕・括約筋弛緩（特に男児）

2) 行動面

性的虐待の告白、性的逸脱行為（不特定多数との性行為、”援助交際”、など。特に、

それまで問題がなかった児に突然出現した場合）、性的言動の反復（性的話題を常に出す、何でも性的内容に持っていく、異性の胸・性器部分・尻に触りたがる、あるいは、自分のそうした部位を相手に見せようとする、キスしたがる、過度の自慰行為の反復）

2. 性的虐待の可能性も考えなければならないサイン

1) 身体面

膀胱炎様の症状の反復（頻尿、排尿痛、残尿感、排尿困難など。しかし、実際の感染はない）、実際の尿路感染症の反復、不正出血（女兒）

2) 行動面

反抗的言動、家出、盛り場徘徊、非行

3) 精神面

無気力、抑うつ、過度の警戒心、過度の依存傾向、精神的退行

4) その他

説明のつかない成績低下、股を広げたりぎこちない歩き方

3. 性的虐待があるかもしれないサイン

1) 身体面

不定愁訴（特に、腹痛）、過敏性腸症候群の訴え（腹痛・便秘異常・頻回の便意など、特に男児）、それまでなかった遺糞の出現（男児）、睡眠障害（夜驚・悪夢）

2) 行動面

過食症、自殺企図、アルコール・薬物乱用

3) 精神面

不安、恐怖、強い自責感、自殺念慮

性的虐待を疑った時の対応

奥山 眞紀子

I. 本人の開示がない時の対応

1) 本人との話し方

(1) 子どもと話しをする大人に求められること

性的虐待を受けた子どもはどのような場合でもなかなか人を信用しないことが多い。従って、子どもを尊重し、子どもを批難することなく子どもの話しに真摯に耳を傾ける存在がなければなかなか性的虐待を開示することはない。中には大人を試してくる子どももいる。最も忙しい時に「話しを聞いて」と言ってきたり、怒らせるようなことを言ってくる子どももいる。感情的になったり、冗談でも相手を傷付けるようなことは出来るだけ避ける方が良い。なぜなら、性的虐待を受けた子どもの多くは自尊感情が低いため、冗談でも、些細なことでも、自分が卑下されたと感じてしまうからである。

子どもの話しを聞くのはできるだけ虐待者と異なる性の大人が望ましい。つまり、被虐待児が男性であっても虐待者が男性であれば女性が聞く方が話しやすい。虐待者には効することが出来ずに支配されつづけてきたのであるから、同じ性の人には再び支配されてしまう不安が生じるからである。同じ性でなければならぬ時には虐待者と考えられる人とは違ったタイプの大人が望ましい。

(2) 話しの進め方

性虐待を疑った子どもと話しをする時には、すぐにその疑問をおつけるのではなく、まずは本人の不安感の少ない話しから入り、徐々に本題に近づく方が子どもが安心することが多い。話しを本題に近づけるたびに

話しを逸らす場合には、それ自体が疑いを強める所見である。そのような時には焦らずに、短時間であっても頻回に会う方が係りを取り易い。第一に子どもに信用してもらうことが大切である。そのためには些細なことで動じるのではなく、落ち着いて子どもを抱えられる雰囲気を見せることも大切である。子どもは無意識に大人を試し、少しのことでぐらついたり慌てたりするようなことがあれば信用して話そうと言う気にはならないものである。その上で、気になっている行動や問題について率直に話し、子どもに共感し、自分が子どもを認めていることと、自分は子どもを守りたいのだと言うことを話す。「誰にも言わないからお話ししてごらん」とか「話した方が楽になるよ」という言い方は先回りをすることになり、子どもを真摯に認めると言うより、支配する形になってしまう。あくまでも子どもを主役として尊重する態度が大切である。

専門家ではない人が話しを聞く時には、あまり詳細な所まで追求しない方が良い。子ども自身が話したい時には止めることが「聞いてくれないこと」に繋がるため耳を傾けることは必要だが、こちらから根掘り葉掘り聞くことは避けるべきである。性的虐待のリスクがあるときには、詳細は専門家の面接に譲り、虐待の疑いを確認し、専門機関に繋げるかのリスクの判断が出来れば良いのである。

(3) 話しの中で注目すべき点

低年齢の子どもは言語化することが困難な時もある。人形で遊ぶことで、性的な遊びが出現することもある。人形の扱い方や人形同志の接触のさせ方などを観察するこ

とで、更に疑いが濃くなる時もある。また、年齢不相応の性的な知識や言葉づかいには注意をすることが必要である。気になった時には「良く知っているね。何処で習ったのかな?」などと質問してみることも意味がある。また、子ども達は体験を自分達の言葉で表わす。性的な体験が俗化されていない言葉で出てきた時には性的虐待が強く疑われる。例えば、低年齢の子どもで、子どもの身体の一部に射精された場合「おしっこを付けられた」と言うこともある。そのような時には「おしっこは何色だった?」と聞くと、「白かった」と答えることもある。また、上述のように、核心に近づくと突然不安になったり話しを避けたりする時には、それも一つの重要な所見である。

(4) 記録の取り方

記録は大切である。子どもの話したことのみではなく、状況や表情も記録しておくことが望まれる。子どもがつじつまの合わない話しをした時にも記録を残す。子どもと話している時には意味が分からなかったことでも、他の情報を繋ぎあわせると大切な意味を持つてくることもある。

2) ネットワークの組み方と情報の整理

(1) 関係者間の情報交換

本人の開示がなく疑いも軽度の時には、関係者間で情報を交換し、どの程度の可能性があるかを考える必要がある。

まず、自分の周囲の人と相談をすることが必要である。例えば、学校の担任であれば、他のクラスの先生や養護教諭の先生に相談をしてみることである。それによって新たな情報が得られることがある。例えば、時々訪れる保健室で年齢不相応の性的な仕種が見られるとか、衣服を脱いだり身体を触られることに強い不安を示すとか

の情報が加わることによってより強い疑いになることがある。

また、他の機関との情報交換も必要になることも多い。例えば、医療機関に於いて、衣服を脱ぐことに強い抵抗を示すことを見た時に、学校での状況に着いて尋ねることによって、他児との性的な遊びが多いことや家族の状況が分かることもある。

関係者での情報交換で性的虐待を受けている可能性が高いと考えられた時には児童相談所に通告する。

(2) 関係者間のミーティングの持ち方

疑いはあるが不特定なもので、すぐに強硬な手段をとる根拠がない時には関係者でどのような観察・介入が可能か話し合いを持つことが必要になる。例えば、子どもが不登校で、子どもの様子から性的虐待が疑われるが、子どもも開示せず、それ以上に確定的な情報がない時、学校から働きかけ、訪問を繰り返し、できるだけ医療機関などの受診を勧め、入院などの方法を取って分離をはかり、安全を確保して子どもと信頼関係を持った大人が話しをすることで、開示を促がしたり、さらに深い情報を得たりすることが出来る。

このような話し合いは、個別に二者間で行われるより、関係者が一堂に会して行う方がよい。その場で、危険感を共有し、いろいろなアイデアを出すことも出来るからである。そのようなミーティングを開くにあたっては、最も危機感を持っている人が中心となる必要がある。権限を利用した措置を取る時に中心となるのは児童相談所であるが、虐待が疑われるケースはすべて児童相談所が対処するという考え方では連携を促進することは出来ない。最も危機感を持っている人が中心となり、できるだけすべての関係者を集め、情報と危機感を共

有し、今後のアクションプランを決める。そして、その計画に基づく行動の期限を定めて、再評価を行う。また、緊急な事態が生じた時と何らかの変化が生じた時の情報の中心になる人と、情報の流れを決めておく。このようなミーティングで最も重要なのは、必ず何らかのアクションプランを出すことである。話し合いをしても何も出来ないというのでは、参加者の無力感が高まり、対応が困難になる。従って、たとえ観察しか出来ない時でも、誰がどのように訪問したり電話をかけ、何を中心に観察していけば良いかを話し合う。同じ訪問をするのでも、サポートするメンバーがいる時といない時ではその効果も違うものである。

なお、異なる機関と連携を取ることに積極的でない上司もいるて、どのように対処していいか迷うことがある。そのような場合でも、疑いが濃いときには児童相談所に通告し、上司の問題も告げてよい。児童相談所には通告者の秘密を保守する義務がある。また、疑いが薄くて通告の対称と思われない時には、民間の相談機関などに相談することによって、どのように対処すべきかがわかることもある。虐待の中でも性的虐待は対応が困難な虐待の形である。一人で抱え込まず、あきらめずに対応することが求められている。

Ⅲ．開示が合った時の対応

1) 本人への話し方

(1) 開示を聞くことの原則

子どもは開示への不安が高く、簡単には性的虐待を開示しないのが普通である。開示をした時には非常に強いメッセージとして受けとめる必要がある。開示してくる子どもの話しを聞く時には、できるだけ同性の信頼を持てる人が、他人に聞かれない場

所で十分な時間を取って話しを聞くことが大切である。急いでいるからと言って子どもの話しを折ることのないよう注意しなければならない。「忙しいから後で」と言う言葉で開示をしなくなる子どもは多い。十分な時間の中で子どもの話しを聞き、子どもの話しを尊重し、共感し、「嫌だったんだね」「辛かったんだね」というように気持ちを受けとめ、「良く話してくれたね」、「話す事は心配だったよね」などと、話した勇気を評価する。その上で、「これからのことを一緒に考えていこうね」と協力することを約束する。専門家でない場合には、あまり細かく根掘り葉掘り聞くことは避けた方が懸命である。性的虐待があるのかどうかを判断し、さらに、現在の危険性について判断できることが重要であり、虐待の内容はそれほど重要な問題ではないからである。

(2) 禁忌

①子どもの話しを否定する、②子どもを責める、③些細なこととして済ます、④うろたえるの4点は禁忌である。

①子どもの話しを否定しない

性的虐待を受けた子どもは、自分の話しを信じてもらえるかどうかを疑っている。少し開示した時点で信じてもらえないと感じたり、自分が否定されたと感じた時にはそれ以上の開示をしなくなる。従って、開示があった時には、例えその内容が信じきれないものであっても、真摯に子どもの話しを受けとめる必要がある。子どもの話しに耳を傾け、尊重し、共感することによって、子どもはやっと少し信頼感を持っていくのである。話しの途中で腰を折ったり、うろたえたりすることは子どもの信頼感を削ぐ結果となる。「その話しは本当なの?」などと聞いたとたんに、「実は嘘」といって

はぐらかして二度と開示しない子どももいる。信じてもらえないのではないかと言う子どもの不安に敏感でなければならない。

②子どもを責めない

性的虐待を開示することは子どもにとって非常に大きな心理的エネルギーを要する。にもかかわらず、「なぜ嫌だと言えなかったの」とか「どうしてもっと早く言ってくれなかったの」などといった子どもを責める言葉を発することは禁忌である。常に、子どもが悪いのではなく、虐待者の方が悪いのである。性的虐待を受け続けた子どもの中には愛情が欲しい時に性で関心を引くことを学習してしまう子どもがいる。その結果、挑発的になることもある。しかし、これは虐待の結果であって、子どもを責めることで解決できるものではない。自分を守ってくれるはずの親には悪く思われたくないのが当然であり、自分から協力するような行動をとってしまうことすら仕方のないことである。また、性的虐待を受けた子どもの多くは「人にいったら汚いと思われるぞ」とか、「人にいったら殺す」といった口止めを受けていることも多いし、口止めがなくても、子どもは、人には言えないものと考えている。なかなか言えないのが当然であり、その気持ちを理解する必要がある。

③些細なこととして済ませない

性交に至っていたり、性器を触られていたという話を聞けば誰でも事を重大視するであろうが、乳房を触られるとか、キスをされるとか、お風呂を覗かれるといったことを開示した時には、子どもの過剰反応ではないかと疑ってしまうこともある。話しを聞く大人の側には、「信じたくない」という気持ちが強く、性的なことではないと考え勝ちである。しかし、子ども自身が性的なものとして捉えていることが重要なので

ある。子どもにとっての世界を大切にしていかなければならない。例えば、「お父さんはそんな気持ちで触ったのではないかもしれないよ」などと反応すると、子どもは結局自分の気持ちは分かってもらえないのだと理解することになる。そうなれば信頼関係は途切れる。

④うろたえない

どんな事を話し出されてもうろたえないようにする。びっくりして子どもの話しの途中で他の人に応援を頼んだり、「それ以上話さないで」と止めることも子どもにとっては受けとめれもらえなかったことになる。自分はできる限りあなたを守るのだと言う意思表示をして子どもの気持ちを支えることが必要である。

2) 危険度の判定

開示した子どもの危険度は以下の点を考慮して判断する。

(1) 性的虐待の存在

性的虐待が存在しているかどうかをもっとも重要な点である。その判断はあくまでも子どもの側から行われるべきである。「親は遊びのつもりだったのであろう」などと、親の側に立った視点は避けなければならない。

(2) 虐待者との同居の有無

性的虐待はあったが、今は虐待者とは別居しており、行き来もない場合と、現在も虐待者と同居している場合では危険度はもちろん異なる。現在も同居している場合には出来るだけ早く危機介入を行わなければならない。ただ、同居はしていないが、不意に現れて性的虐待を行う親戚や内縁関係者などに関しては同居と同じように危険があると考えなければならない。

(3) 虐待をしていない親の態度

例えば、父親が性的虐待を行っている時の母親の態度は重要である。「母親に言ったけど信じてもらえなかった」とか、「母親は気付いているが何もしてくれない」という時には危険度は更に高いと考えなければならぬ。それに対して、「母親に話しをしたら、父親に抗議をし、母親と一緒に母親の実家に身を寄せている」という状態であれば、少し時間をかけることが出来る。

(4) 妊娠の危険性

中には、最近になって性交されるようになり、妊娠が心配で相談をすることもある。そのような時には、月経の有無や性交の時期を聞き、妊娠の可能性もある時にはもっとも急いで対処しなければならない。

これらの点を判断し、性的虐待が存在し、虐待者と同居もしくは半同居状態である場合には、子どもを虐待者のもとに返すことを避けなければならない。つまり、その日の内に児童相談所に通告し、子どもの保護を行わなければならない。

一方、虐待者との分離がなされている時には、虐待をしていない保護者と話しをして、性的虐待は子どもにとっては非常に強い心の傷であり、現在は虐待がなくても精神的なケアが必要であることを話し、児童相談所もしくはその他の専門家（小児精神科医や専門の心理士など）に相談に向ける。ただし、虐待者が訪れるようになり、守り切れない可能性のある時には躊躇せずに児童相談所に通告して分離を図る。

3) 専門機関へのつなぎ方

(1) 児童相談所

性的虐待が疑われる時には通告をするのは義務である。しかしながら、子どもが開示したのは話しを聞いた人に対してである。

従って、多くの子どもは、児童相談所の人に話しを聞いてもらうことにためらいを感じる。その際、子どもの気持ちを無視するのではなく、「あなたを守りたい」という気持ちを十分に伝え、できるだけ子どもを説得するように努める。

子どもが開示した相手に対して、「あなたにだけ言った秘密だから誰にもいわないでね」という時は良くある。話しをする前に指きりをさせられることすらある。子どもが「秘密」を打ち明ける時には、それを受け取る大人の方は子どもに信頼されていると言う満足感が生じ、子どもの言うなりになってしまい勝ちである。しかし、それでは子どもを守ることが出来ない。「秘密を守ると約束してくれたら言う」などと子どもがいつてくる時には、「秘密は守るよ。だけどあなたを危険から守らなければならない時は別だよ」と話しておくことである。これは、自殺企図やいじめの目撃などを話す時にも良く用いられる言葉であり、子どもが「秘密」を強調してきた時には注意しておく必要がある。

開示した子どもに対しては、「私はあなたを守りたい」「あなたがこれ以上傷つくことを見過ごしたくない」という気持ちをしっかりと伝える。その上で、どのような形なら児童相談所の人と話しが出来るかを聞き出す。例えば、「この場所で優しい女の人があなたと一緒に話しを聞いてくれるなら話す」という結論が得られることがある。その場合は児童相談所にその旨を伝えて配慮してもらう。児童相談所の人と会う時には開示された相手は出来るだけ同席することが必要である。

(2) 医療機関

妊娠や性器裂傷の可能性がある時には児

児童相談所への通告と同時に医療機関への受診を考えなければならない。妊娠に対しては性交から 72 時間以内であればモーニング・アフター・ピルによって避妊することが出来る。また、膣内の精液や性器裂傷の存在などは性的虐待の証拠となる。このような時にはできるだけ早期に医療機関を受診させなければならない。適当な医療機関の心当たりがない時には、児童相談所に通告をする際にその旨を話し、医療機関を紹介してもらい、出来るだけ早く医療機関を受診させることも必要になることがある。この時にも子どもにメリットに関する十分な説明をし、開示を受けた人が付き添って医療機関を受診させるようにする。

その他、性感染症のチェックなどが必要となるが、これらは児童相談所が介入してからでも遅くはない。

(3) 精神・心理の専門家

過去に虐待はあったが現在は虐待者とは別居しており、現時点では危険がない時には、現在の保護者と本人と相談し、一度は専門家と相談することを勧める。この場合にも、以上があるから受診するのではなく、専門家から話を聞くことで安心するために受診するのだと言うことを話し、親子で受診してもらうことが望ましい。

(4) 警察・法律家

子どもが親を罰したいと考えている時に、子どもが希望すれば警察に付き添っていくことも良い。しかし、警察への告訴や告発は児童相談所が介入してからでも可能である。ただし、子どもに激しい暴行を加えての性的虐待や著明な性器裂傷があるときなどは警察の初動捜査も必要となるので、出来るだけ早く警察に通報することが必要になることがある。

過去の虐待に関して、親を訴えたいと考

えている時には、警察もしくは弁護士と相談することが出来る。平成 12 年の被害者対策法の制定により、申告期間が無期限になったので、強姦罪や強制わいせつ罪の申告はしやすくなった。しかし、家庭内虐待の場合には虐待者は否定し、なかなか証拠がそろわないことも多い。警察の被害者対策室や弁護士への相談も有効である。

児童相談所などの専門家の初期対応

西沢 哲

I. 性的虐待を受けた子どもの評価面接

性的虐待の被害を受けた子どもで、性的虐待による身体的損傷を受けているのは全体の約 10%程度であるとされている。つまり、身体医学的な診察や検査の結果、性的虐待の存在が確認されることはほとんどないと言え、そのため、子どもが話す内容が、虐待の存在を確証する上で非常に重要な位置をしめることになる。

しかし一方で、親からの脅迫があったり、子どもに親や家族を守ろうとする傾向や「秘密」を守ろうとする傾向が存在するために¹、虐待を受けた子どもにとってその事実を自ら明らかにすることは非常に危険なことであり、したがって、子どもからの事実の聞き取りには高度の技術が要求されることになる。

米国ではこうした評価面接を forensic interview(司法面接)とよび、1980年代の半ばから専門機関がこの司法面接を担当するようになった。司法面接は、当初、性的虐待を受けた子どもの診断面接の技術、技法として誕生したが、その後、さまざまなタイプの虐待を受けた年少の子どもの面接技術としても活用されるようになってきている。

1. 保護から面接までのプロセス

性的虐待を受けている、あるいはその疑いがあるとの相談や通報を受けた場合、まず考えねばならないのは子どもの安全性の確保である。アメリカにおいては、性的虐

待の疑いが生じた場合には緊急ケースとして対応し、子どもの保護を最優先する。しかし、わが国においては、多くの場合、虐待の事実が明確になり、しかもかなり深刻な性的行為が生じていることが判明しない限り、児童相談所は子どもの一時保護等の介入に躊躇を示す場合が多い。性的虐待の場合には子どもを在宅のままにしておいて家族内で何が起こっているかを明確にすることが非常に困難であること、周囲からの適切な介入がおこなわれない場合には時間の経過とともに事態が進行していくケースがほとんどであること、また、性的虐待の後遺症は非常に深刻なものとなる危険性があることなどを考慮に入れた場合、性的虐待に対するこうしたわが国のソーシャルワークの態度は非常に問題であると言える。さらに、上述のように子どもには「秘密の保持傾向」が強く、そうした子どもから話を聞くためには、「社会が子どもを守る」という明確な態度を表して、子どもに安心感を提供する必要がある。そのためには、性的虐待が疑われる環境から子どもを保護し、その後、子どもや家族のアセスメントを行なうといったソーシャルワーク的な介入の手順が必要となる。

一時保護下において、子どもの面接の持つ意味は非常に大きい。面接の目的は、

- (i) 虐待があったかどうかを判断するための情報を得る、
- (ii) 虐待があった場合に、それが家族からの子どもの分離を必要とする程度のものかを判断するための情報を得

¹ 子どもは、性的虐待が「誰にも知られてはならないもの」であることを直感的に感じ取るようで、こうした傾向は

自然に生じる。

る、
(iii) 虐待による子どもの心理的・精神的影響の心理的評価を行ない、今後のケアの方向性を示す、
の3つに大別される。

アメリカでは、性的虐待以外の虐待の場合、上述の評価面接は一時保護所で行なわれることが多い。しかし、性的虐待の場合には、子どもの面接に高度の専門性が必要となるため、司法面接を専門とする機関²にゆだねられることになる。わが国の場合には、性的虐待を受けた子どもの評価面接のあり方に関する知見はほとんど蓄積されていないという状況にある。当面、アメリカ等の「先進国」の経験や知見の蓄積を参考にしつつ、わが国の文化や精神性に応じた評価面接の方法を開発する必要がある。

2. 評価面接のあり方

1) 1人の専門家による面接

性的虐待のケースの場合、他のタイプの虐待を比べて、その可能性を疑った関係者が「慎重に対処すること」を意識するあまりに同じような話を繰り返し子どもから聞こうとする可能性が高くなる。また、欧米では、親子の分離を決定する民事事件としての介入以外に、刑事事件として取り扱われる傾向が高く、そのため警察官を含むより多くの関係者が関与する状況になっている。わが国ではまだそういった状況にはなっていないものの、これまであまり警察が関与していなかった身体的虐待が、最近、刑事事件として取り扱われる傾向が強くなってきている現状を考えるなら、性的虐待に関しても近い将来欧米に類似した状況に

² Forensic interview を行なう機関としては、公立のものや民間のものがあるが、いずれも精神医学や臨床心理学の専門家や、虐待を受けた子どもの面接に関するトレーニングを受けたものが配置されている。

なる可能性があると考えられる。そうした場合、関係者がそれぞれ個別に面接を実施したり、繰り返し話を聞いたりすることになる。こうした面接場面に繰り返しさらされることは、子どもにとって二次的な被害体験になる危険性が指摘されている。そのため、評価面接を実施する場合、こうした二次的被害の危険性を最小限度にとどめるために、たとえば、各関係者が自己の職務を実施する上でどのような情報が必要であるかをあらかじめ提出し、トレーニングを受けた臨床心理の専門家が関係者を代表する形で子どもの面接を実施するといった方法が取られるべきであろう³。

2) 評価面接の特殊性

性的虐待を受けた子どもの評価面接は、いくつかの点で一般の心理面接とは異なる特徴がある。その最たるものは、虐待の事実の有無、およびその程度の確認ということである。そのため、本人の述べていることを「事実」として取り扱っていくというスタンスを基本とする心理面接とは異なることになる。さらに、子どもが面接で述べたことが真実であるのか、もしくは、なんらかの理由による虚偽のものなのかを判断する必要性も生じるわけである。この点に関しては後述する。

3) 評価面接のあり方

性的虐待を受けた可能性があると思われる子どもから適切な情報を得るために必要となる技術として、Sgroi(1982)は一般的な面接技術と並んで、性的虐待のダイナミクスについての理解をあげている。そこで本項では、性的虐待のダイナミクスを概観し

³ アメリカの場合、面接室にはワン・ウェイ・ミラーで仕切られた隣室があったり、面接室にビデオ・カメラが設置されていて、関係者が面接の状況を見ることができるといったセッティングがとられている。関係者と面接者が質問の内容などについて、マイクロフォンなどを通してライブでや

た上で、性的虐待の被害を受けた子どもの面接についての留意点を述べていきたい。

(i)性的虐待のダイナミクス

a. 秘密の保持

性的虐待の加害者⁴は、ほとんどの場合、「このことは二人だけの秘密だよ。このことが他の人に知れると、お母さんは病気になってしまうかもしれないし、お父さんはどこかに連れていかれて、家族がバラバラになってしまうかもしれない。そんな大変なことは嫌でしょう。だから誰にも言っはいけないんだよ」といった類の言葉で、子どもに秘密の保持を強いているものである。子どもは信頼と依存の対象である父親のこうした言葉を受け入れて秘密を守ろうとする。子どもにとっては、父親の愛情、あるいは父親そのものを失うのが怖くて、たとえそれが苦痛に満ちたものであろうとも性的虐待という行為を受け入れ続けることになる。

b. つかまりと順応：性的虐待順応症候群

こうして、「秘密」を誰にも打ち明けることができず、また一方で、父親や家族を失うことの怖さのために虐待から逃げ出すことができないという閉息状況に追い込まれた子どもにとっては、性的虐待という行為やそうした行為が生じる環境に適応する以外に道はなくなる。Summit(1983)は、性的虐待環境に順応することによる子どもの情緒的あるいは行動的特徴を性的虐待順応症候群(sexual abuse accommodation syndrome)と呼んでいるが、そのなかでもっとも際だった特徴が、いわゆる解離現象である。非常に苦痛な性的虐待という行為から物理的

に逃げ出すことができない子どもは、その状況から心理的に逃がれようとする。そのためには、意識や感情を現在の体験から切り離す、つまり解離することが有効となる。父親が自分の部屋に入ってきた瞬間から、意識は身体を離れ、部屋の天井の片隅やベッドの下で虐待行為が終わるのをじっと待っていたと述べる子どもは少なくない。ある子どもは、この体験を「幽体離脱」と称している。また、こうした意識や感情の解離が慢性的になった場合、人格の解離とでもいったような現象が生じる可能性もあろう。

性的虐待順応症候群のもう一つの特徴に、自己評価の低下あるいは自己イメージの歪曲があげられる。普通、子どもは性的虐待が「良くない行為」であることを直感的に知っている。さらには、その行為は「誰にも話してはいけない」ものであるほど悪いことなのである。そうした悪い行為を行っている自分は「とんでもない悪い子」であることになる。また、子どもの多くは、その種の行為が普通、子どもになされるものではないことも知っているようである。したがって、性的虐待の被害を受けた子どもは、「自分はもはや普通の子どもではなくなった」と感じていることが多い。こうした「自分は悪い子で、他の子どもとは違ってしまった」という思いが、さらに子どもの口を閉ざさせることになる。

c. 開示

以上のようなダイナミクスから、性的虐待を受けた子どもがその事実を口にするまでにはかなりの時間が経過していることが多い。これまで見てきたように、虐待者からの圧力や、性的虐待そのものの力が子どもの口を閉ざさせる方向に作用している。したがって子どもがそのことを話すために

りとりすることもある。

⁴ 性的虐待の加害者は、父親、祖父、親戚の男性、兄、あるいは母親などさまざまであるが、現在のデータでは父親(養父や継父を含む)が加害者であることが多く、本稿では加害者が父親であるものとして記述する。

はそれとは反対方向に作用する力が必要となる。一般的には、子どもたちが思春期を迎えることによって、自分が経験していることの本当の意味を理解するようになったり、あるいは異性への関心が芽生えることによって父親の性的虐待という行為にこれ以上耐えられないという思いが高じ、虐待の事実の開示へと向かうことが多いようである。

d. 撤回

このように、自分が性的虐待を受けているという事実の開示は子どもに多大なエネルギーを要求する。しかしながら、こうした事実の開示は、必ずしも子どもの努力に見合った周囲の反応を招くとは限らない。父親などから性的虐待を受けているという子どもの開示に対する母親や学校の教師の反応でもっとも多いのは「不信」や「懐疑」である。これらの反応は、父親が自分の子どもにそんなことをするはずがないという父親や家族に対する「信頼」から生じるだけではなく、「世の中にはそのようなことは断じてあってはならないことであり、だから、存在しないことなのだ」という一種の「社会的否認」の産物であると言えよう。また、自分の夫が自分の子どもに性的な行為を行っているという訴えは、母親にとっては「女性」性の危機をも意味することになり、それがさらに否認の傾向を強化する。周囲からのこうした懐疑や不信の反応を受けた子どもは、「信じてもらえないんだっから話さなければ良かった」と自分の行為を後悔し、「嘘をついていた」のだと自ら話を撤回してしまうことも珍しくない。

母親や教師など、身近にいる大人が子どもの開示を受け止めて、性的虐待という自体への対処が開始された場合でも、子どもに対する適切なサポートが欠けると撤回が

生じやすい。性的虐待という事実が開示された場合、子どもの保護に関わる機関や警察、司法機関など、実に多くの機関や専門家が家族や子どもに関わることになり、家族はまるで嵐に見舞われたような状況を呈することになる。こうした状況の中で「自分が話してしまったから家族が大変なことになった」と罪悪感を持ってしまう子どももいる。きょうだいから「おまえがあんな『作り話』をするからこんなひどいことになってしまったんだ」と攻撃されることもある。「このことは誰にも言っちゃだめだよ。このことが知れると、大変なことになるからね」という父親の言葉は、皮肉にも正しかったのである。このように、開示にともなう周囲の反応は、子どもに多大なる苦痛をもたらすことになる。こうした子どもの大変な思いに対する周囲の理解と、できるかぎりの心理的なサポートとがない場合、いったん開示した内容を撤回してしまう子どももいる。このような場合、子どもは「嘘をついたのだ」と責任を引き受け、再び長期にわたる沈黙に入っていくのだ。

(ii) 性的虐待を受けた子どもから話を聞く

性的虐待を受けているのではないかと考えられる子どもの話を聞こうとする場合、上述のダイナミクスを頭においておく必要がある。子どもの開示によって性的虐待の存在が示唆された場合もあれば、子どもの行動などからその存在が疑われるような場合もあるが、いずれにせよ、性的虐待を受けた子どもの心理的な状況を理解していなければ、適切な形で話を聞くことはできない。そのことを前提に、以下、子どもの話を聞く際に注意すべき事柄について述べていく。

a. 面接の開始

面接の開始にあたってまず重要なのは、

その面接がどういった目的を持ったものであるかを明確にすることである。面接の目的は、子どもに対して誰かが性的な意味合いを持った行為をしているかどうかを明らかにし、もしそうであるなら誰がどのような行為を行っているのかを明確にすることである。必ずしも子どもがそういった認知をもって面接に望んでいるとは限らない。子どもがどのようなつもりで面接に応じているのかを知ること、そして、子どもの認知にずれがある場合には、上述の目的を理解させることが必要となる。また、こうした目的の面接では、一般の心理療法における面接のように守秘を約束できないことが多い。したがって子どもに対して「偽りの守秘」を約束しないように注意せねばならない。

b. 一般的事項から性的虐待へ

性的虐待の事実焦点をあてた面接であるとは言え、面接であることには変わらない。したがって、一般の面接と同様、一般的な事項から始めて面接者に対する子どもの安心感や信頼感の形成に努め、その後、次第に性的虐待という特定の事項に話を進めていくといった手続きは同じである。開始時の問いかけとしては、「何か嫌なことがあったのかなあ、話してみてもいい？」や「家族のなかで何かいやなことがあったと聞いたんだけど、そのことを教えてくれないかなあ」といったものがある。こうした問いかけに子どもがうまく反応してくれない場合には、「私はたくさん子どもと話をした経験があるんだけど、なかには身体の触られたくないところを触られて嫌な思いをしている子どももいたの。その子たちも、私に話してくれて相談することができて、嫌な思いをしないですむようになったのよ。あなたにはそんな経験はないかしら」

といったふうに、より『指示的な聴き方』(leading)が必要となる。

性的虐待に焦点を当てた面接を行なう場合、『先の開いた質問』(open-ended question)を中心に展開する心理療法とは違って、指示的な聴き方の比重が増すと言える。性的な虐待を受けたという事実は、子どもにとって非常に重大な意味を持っている可能性があり、その事実との直面は子どもに多大な苦痛を与えうるものである。したがって、話の方向性や主導権を子どもに持たせる先の開いた質問によっては、話がなかなかその事実にとどり着かないことが多く、どうしても指示的な聴き方が必要となる。しかしながら一方で、指示的な聴き方の多用は、子どもを誤った方向へ導びいてしまう(misleading)危険性をはらんでいる。指示的な質問に応じて子どもが何かをしゃべったら、「そのことについて、もう少し教えてくれる？」などといったフォローで会話を進めていくなど、指示的な質問と先の開いた質問をうまく織り交ぜながら面接を展開していくといいだろう。

c. 面接の際の言葉

これは、どのようなカウンセリングにも言えることであるが、子どもが使っている言葉に注意を払って、面接者も同じ言葉を使うようにすることが重要である。特に性器官やセクシュアリティを指す言葉には細心の注意が必要である。

また、先述のように、性的虐待の話すことに子どもは非常に強い抵抗を持つ。そのため、話がなかなか展開せず、面接者が焦ってしまい、質問に質問を重ねてしまうようなことがある。こうした『二重の質問』は子どもに対して強いプレッシャーを与え、子どもの抵抗感を増加させるだけである。

d. 子どもの葛藤や恐怖への共感

性的虐待の場合には虐待者が秘密の保持を強要していることが多い。こうした秘密保持の強要がとまなわれないような身体的虐待の場合でも、その話を聞く上で子どもが感じているであろう不安に共感する必要性があるが、性的虐待にはその必要性がますます高まる。子どもは話すことに恐怖や不安を感じたり、あるいは親を裏切るといった罪悪感を持つことが多く、そうした感情が話すことへの抵抗となってしまう。「すごく話しにくいみたいだね。怖いことや不安に思っていることがあるのかな」とか「すごく嫌な体験をした子どものなかには、その体験を人に話すと良くないことが起こると思って話せなくなる子がいるんだけど、あなたの場合もそうかなあ」といった具合に、子どもの不安や恐怖などの感情体験に焦点を当てるようにする。

e. 面接の補助的な道具について

性的虐待に関する面接に際して、各種のおもちゃを使ったり絵を描くなど、補助的な道具を用いることが役立つ場合がある。とりわけ、年齢の低い子どもの場合には言語性が乏しいために、なかなか十分に表現できないものである。家庭外で性的な被害を受けたある5歳の女の子は、被害にあった直後に母親に連れられて警察に被害届を出しに行ったが、1年後にもそのときのことを「小さかったからおまわりさんにちゃんと見えなかった」と残念そうに回想している。また、Terr(1985)は、2～3歳以前に受けたショック体験は成長後にも言葉として表現されにくい傾向があるが、その場合でもおもちゃを使った遊びなどのテーマとして表現されることがあるとしている。1歳前に母親から虐待を受けたために施設で生活するようになったある小学校3年生

の女の子は、母親のことや、母親の虐待行為について言語的に想起することはできなかったが、彼女のするままごと遊びのなかには、彼女自身が母親から受けた暴力行為がはっきりと表現されていた。このように、遊びは子どもの言葉を補ってくれるものである。したがって、子どもへの面接に際して、さまざまなおもちゃを使った遊びが果たす役割は大きい。特に、人形の家や家族人形、各種のパペットを用いた遊びのなかには、家族内の人間関係や親子関係で起こった出来事が表現されることが多いようである。

こうした遊びやおもちゃのなかで、特に性的虐待を受けた子どもの評価面接において、欧米で使用されることが多いのが『アナトミカリィ・コレクト・ドル』(anatomically correct doll.以下ACDと略す)である。これは、両親と子どもたち、および祖父母からなる家族人形であるが、最大の特徴はそれぞれに性器や肛門などが備わっていることにある。つまり、子どもはこの人形を使って、自分の受けた性的な被害体験を再現することができるわけである。特に、幼い子どもにとって、性的な行為の詳細を言葉で表現することにはかなりの困難がともなうが、ACDを使うことで子どもの表現の幅が広がると考えられている。

このように子どもの言語的表現の限界性を補ってくれるACDではあるが、使い方によっては子どもに否定的な影響を与えてしまう危険性があることも指摘されている。その危険性とは、性的な被害にさらされた子どもにとっては、人形に備わった性的特徴が強いショック反応を引き起こす場合があるということである。このような危険性を避けるためには、ACDをあくまでも子どもの言語的な表現の補助的な道具として用

いることが重要である。つまり、子どもを面接する際にいきなり ACD を用いるのではなく、子どもが自分の受けた性的な被害について話し始めた場合に別の形での表現を促進しようとするとき、あるいは子どもがより詳細に表現しようとしているにもかかわらず、言語的な表現が困難であると思われるような場合に限って ACD を用いるようにするのである。また、ACD を子どもの唯一の表現手段としてしまうことによって、子どもがそこに表現したものを誤って解釈してしまう危険性を生じかねない点にも注意を払っておく必要がある。

f. 特定の情報の収集

性的な被害の状況について子どもが表現し始めたら、面接者はその被害に関する特定の情報の収集に努めなければならない。ここで言う特定の情報は、

- ・ 虐待がいつ、どこで生じたのか
- ・ その際に虐待者は暴力や脅しを用いたか
- ・ 虐待者はどのようにして子どもを性的な虐待行為へと導いていったのか
- ・ 周囲に他の大人がいたかどうか
- ・ 射精があったかどうか
- ・ 虐待者がアルコールや薬物を用いていたか否か

などである。こうした情報は、子どもの身体的、精神的被害の重度性を考える上で重要であるばかりか、後述するように子どもの話の信頼性を判断する際の材料ともなりうる。

3. 子どもの話の信頼性の判断

1) 子どもが故意に虚偽の申し立てをしている可能性について

家族からの分離などのケースワーク的な判断をするために子どもの話を聞く場合と、心理療法として子どもの話を聞く場合とで

決定的に異なるのが、子どもが話す内容の信頼性に対する態度である。心理療法の場で子どもの話を聞く場合、話の聞き手であるカウンセラーには、子どもが話す内容はすべて「真実」であるとする態度が求められる。そこには、子どもの話に疑うことなく耳を傾けることによって子どもの信頼を得るといった目的や、あるいは、子どもの話すことが客観的には現実でなくとも、子どもにとっては心理的な現実を構成しているとする観点が含まれている。一方で、司法やケースワーク的な決定が絡んでくる場合には、子どもの話す内容が信頼できるかどうかの評価が重要なウエイトをしめることになる。

性的虐待を含む虐待について子どもが話した場合、そのほとんどが実際に子どもの身に起こったことであると考えてよい。子どもの話がどれほど信用できるのか、といったことが一般的には議論されているようであるが、臨床心理学の観点からは、親が自分を虐待したということについて、子どもが故意に虚偽の話をするのはほとんどないと言っている。ただ欧米では、親権がらみの離婚訴訟に子どもが巻き込まれてしまった場合に、子どもが虚偽の申し立てをすることがあると指摘されている(Goldwin et al., 1989)。つまり、親権をとりたい親が訴訟を有利に進めるために、子どもにもう一方の親から「虐待された」と言わせるというケースである。筆者の経験では、離婚後、精神的に不安定な状態に陥った母親が前の夫を責めるために、子どもに「父親がいやらしいことをする」と担任に報告させたというケースがあった。このように、夫婦間の葛藤に巻き込まれた場合に、子どもが虐待に関して虚偽の申し立て(とはいっても、子どもの意思でないことがほとんど

であるが)をする可能性がある以外は、ほとんどの場合、子どもは真実を語っていると見えよう。

2)話の内容における信頼性の評価

前述のように、子どもが話すことのほとんどは、子ども自身が体験したことである。しかしながら、微々たる可能性ではあっても、子どもが何らかの理由で『嘘』をついている場合も存在する。したがって、子どもの話が真実であるかどうかを見極める必要が生じる。

子どもの話の信頼性を評価する場合、まず、話がどの程度詳細なものであるかに注意を向ける必要がある。子どもの話が詳細であるほど、その信頼性は高まることになる。また、単に詳細であるだけではなく、特異的な描写がなされている場合にはさらに信頼性が高くなる。特異的な描写とは、現にそういった体験をした子どもでなければ話せないような内容のことを言う。ある小学校2年生の女の子は、継父の性器に触らせられていたときに「ちんちんの下垂れたところ(つまり陰囊のこと)がぎゅっとなった」と述べた。また、肛門性交の被害を受けた少年が「おしりのなかがポワッと膨らんだ感じ」と述べたことがあるが、これらは特異的な内容の例であると言えよう。

前項で、子どもから特定の情報を収集する必要があると述べたが、これらの情報が子どもの話の信頼性を判断する際に有用になる場合がある。例えば、虐待者がどのようにして子どもを性的虐待行為へと誘い込んだかという情報や、あるいは子どもに秘密を守らせようとしたかどうか、したとすればどのように言ったかといった情報が、信頼性の判断に役立つことが多い。家族内で生じる性的虐待はある日突然起こるのではなく、継続的なパターンをとることが多

い。つまり、虐待者は子どもを徐々に虐待行為へと誘い込んでいくものである。また、行為に際して、「私があなただけのことを好きだからこうするのだ」と説明したり、あるいは先に述べたように「このことを人に話したらお母さんが家を出ていってしまう」などといった脅しの言葉で秘密の保持を強要することが多い。したがって、子どもの話にこうしたパターンや言葉が述べられた場合には、それだけ話の信頼性が高いと言える。

また、子どもの話の内容の揺れも、その信頼性の判断の基準になると言われている。子どもが虚偽の申し立てをしている場合には、子どもの話す内容が細部にいたるまで常に同じで、ステレオタイプ的であることが多い。逆に、子どもの話の内容がその時々で微妙に変化する場合の方が信頼性があると言われている(Jones & McQuiston, 1985)。これは少し奇異に感じられるかも知れないが、内容が安定しない場合の方が真実性が高いと考えられているわけである。自分が虐待を受けているという事実を開示するという場合、子どもは非常に大きな心理的プレッシャーを被ることになる。「話したい」という気持ちと「話してはならない」という思いとが拮抗する結果、そのときそのときで話の内容が微妙に変化するのである。一方、偽りの開示にはそうした心理的葛藤をともしなわなないことが多いため、同じ話の繰り返しになると考えられる。また、偽りの話の場合には、誰かが子どもにその話のリハーサルをさせていることが多く、そのために子どもの話がいつも判で押したように同じものになるとも考えられよう。

子どもの話が虚偽のものである場合のもう一つの特徴は、話の内容と話している子どもの感情や情緒的な反応との不一致であ

る。性的虐待という体験は子どもにとって圧倒的な苦痛をもたらすものである。そして、その体験を話すことも同様に大いなる苦痛を惹起することになる。しかし、子どもの開示が偽りである場合には、こうした苦痛や不安がともなわなかったり、あるいは話の内容と表現される感情や情緒が一致しないといったことがある。ただし、話しているときの子どもの感情が平板になっている場合、つまり子どもの言葉や表情に一切の感情がともなっていないようなときには、話すことが余りにも苦痛すぎるために子どもが解離に似た状態に陥っていたり、あるいは感情麻痺を生じていることもあるので、この点には注意を要する。

3)その他の情報

子どもの話がどの程度信頼できるものであるかを評価する場合、その話の内容以外の情報にも注意を向ける必要がある。話の内容以外に注意すべき情報とは、家族歴や家族の状況、子どもの行動や遊びの特徴、子どもの開示にいたる経緯などである。

家族歴としてまず重要なのは、それまでの虐待の既往である。虐待は再発性の高い問題であり、性的虐待を受けた子どもがそれ以前に身体的虐待やネグレクトを経験しているといったことも珍しくない。また、従来の研究で、性的虐待を生じる家族の特徴として、境界や役割の混乱、夫婦関係の不安定性や混沌とした家族関係などが指摘されており、問題となっている家族にこうした特徴が見られるかどうかは判断の材料となろう。

子どもの行動特徴も有用な情報を提供してくれる。子どもに、たとえば性化行動 (sexualized behavior) など性的虐待を受けた子どもに特徴的に見られるとされる行動が観察される場合には、その子が何らかの

性的被害を受けている可能性が高くなると言えよう。

子どもの行動のもう一つの特徴として、自分の受けた被害を遊びや描画に表現するという傾向があげられる。これは性的虐待に限ったことではなく、何らかのひどいショックな体験をした子どもは、その体験を遊びのなかで再現する傾向があるとされている (Terr, 1990)。性的な被害を受けた子どもは、その後の遊びや描画に性的なテーマを表すことがあり、これらの表現にも注意を向けておく必要がある。

子どもの話の信頼性を評価する場合に考慮に入れなければならない今一つの点は、子どもの開示にいたる心理的なダイナミクスである。先にも述べたように、加害者からの強要や罪悪感のために子どもは性的虐待の事実を秘密にしようとする傾向がある。したがって、子どもがその事実を開示しようとする場合、秘密を保持させよう、あるいは保持しようとする力を凌ぐ何らかの力が働いていることになる。子どもが思春期に入って異性に関心を持つようになったり、あるいは学校で性教育を受けることで性的虐待の本当の意味が理解できて、その行為に耐えられなくなったといった場合もあれば、先述のような夫婦の離婚問題に巻き込まれて偽りの開示を求められたといったような場合もある。それが真実のものであれあるいは虚偽のものであれ、開示が生じるには何らかの理由が存在することになり、その理由、つまり開示にいたる心理的な力動を理解することが重要となる。

4)トラウマ体験の特徴としての内容の歪曲

前項では子どもが故意に虚偽の申し立てをする場合について検討した。そうした場合以外にも、トラウマ体験の特徴として、子どもの話の内容が歪曲されてしまう場合

がある。

a. 時間の歪み

トラウマ体験の特徴として、その体験をしている時間が実際よりも非常に長かったと感じられたり、逆に非常に短かったと記憶されている場合がある。また、時間的な順序性が歪められてしまうこともある。トラウマとなった体験と、その前後の出来事との客観的な順序が入れ替わって記憶されてしまうことは決して珍しいことではない。Terr(1985)は、子どもの話にこうした時間感覚の歪みが見られる場合には、それをもって話に信憑性がないとするのではなく、その体験が子どもにとっていかにトラウマティックなものであったかを示すのだと理解するように注意を呼びかけている。

b. 加害者についての誤認

これは家庭内での虐待の場合のように慢性的、反復的な被害の場合にはあまり見られないかもしれないが、たとえば家庭外での性的な被害などの場合にはよく観察される現象で、加害者の外見などの属性に関して非常に大きな誤認が生じることがある。トラウマになった体験の記憶は、細部にわたるきわめて正確な記憶と、それ相容れないような不正確な誤認とが混在するという特徴を持つことが多いとされている。

c. 現実と空想の混在

トラウマになった体験の記憶のもう一つの特徴として、現実と空想とが混在する可能性がある。Gil(1991)は、知り合いの男性から性的虐待の被害を受けた少年の事例を報告している。その少年は、どのような被害を受けたかについて法廷で証言した後、被告側の弁護士の「君はその後どうしたの？」という質問に対して、「パンチでそいつの膝をへし折って、崖からたたき落としてやった」と答えた。その結果、彼の証言

全体の信憑性に疑問が持たれて、被疑者は証拠不十分で釈放になってしまったのである。反対尋問に対する少年の答えの部分は、彼のファンタジーである。性的虐待とは、子どもの心を押しつぶしてしまうほど大きなショックを与えるものであり、子どもは非常に強い無力感や無能感に襲われる。こうした無力感、無能感から自分を保護するための防衛として、子どもは『復讐のファンタジー』や『万能感のファンタジー』を発展させることがある。Gilの事例の少年も、自分の有能感を守ろうとしてこうしたファンタジーを発展させたのであろう。そして、性的虐待の事実を証言することによって再び強い無力感や脆弱感をおぼえた少年は、直後にこうしたファンタジーを法廷に持ち込むことになったと考えられる。このように、子どもの話には現実とファンタジーが混じり合う場合があるが、その意味を注意深く考えていけば、どの部分が現実でどこがファンタジーなのかは判断ができるものである。

II. 虐待者及び虐待をしていない親への告知

1. 子どもの保護の重要性

子どもの行動観察や評価面接の内容から、子どもが何らかの不適切な性的刺激を受けている可能性が高いと判断された場合には、子どもの保護を最優先する必要がある。わが国では、子どもがどういった性的虐待を受けているか(ここには、実際に家族の誰かに性的な行為をされている場合から、アダルトビデオを見せられているといった不適切な性的刺激への過剰な曝露といった体験までが含まれる)が明らかになるまでは保護を見合わせるという風潮が一般には見られるが、性的虐待の深刻な影響と、子どもを

在宅の環境下においたままで何が生じているのかを把握する作業がかなり困難であることを考えた場合、こうした態度は非常に危険であると言える。

2. 親への告知

子どもの保護を行なうにあたって親への告知が非常に重要になることは言うまでもない。ここでは、虐待をしていない親(本稿では母親とする)と、虐待者であると考えられる親⁵(ここでは父親とする)への告知を区分して述べる。

1) 虐待をしていない親への告知

性的虐待の事実が確認されていない段階であっても、できるだけ早い時期からその存在が疑われることを伝えることが重要である。また、援助者がそう判断した理由を、できる限り具体的に、正直に伝える必要がある。その際、性的虐待を疑った理由としては、次の各点があげられよう。

- ・ 子どもの性的な発言
- ・ 性的な虐待を経験、目撃しないかぎり知らないような性的な知識を子どもが示したとい事実
- ・ 性化行動(sexualized behavior)、性的逸脱行動、性的な遊び

自分の子どもが性的な虐待を受けているという事実もしくはその疑いの告知を受けた母親の反応は、以下のようにさまざまである。

- ・ 事態を深刻に受け止め、子どもの保護の

ために父親からの分離を考える

- ・ 事態を深刻に受け止めるものの、自分の力・責任で再発を防げると考え、子どもの分離までは考えない
- ・ 父親に行き過ぎた身体的接触があったことは認めるが、そこには性的な意図がなかったとする
- ・ そうした事態はあり得ないと考え(否認)、子どもが嘘をついているとして子どもを非難する

普通、上述の4つの反応のうちのどれか一つが固定的に見られることは少なく、さまざまに変化しながら交代して現れることが一般的である。性的虐待の事実(あるいは疑い)に対する母親の態度のこうした変化の背景には、以下のようなさまざまな要因が関与していると考えられる。

- ・ そういった事実があっても欲しくないという思いからの防衛機制としての否認
- ・ 性的虐待を行なったと言われている夫に対する怒り
- ・ 「子どもに責任があるのではないか」という思いからくる子どもに対する怒り
- ・ 夫を失うことに対する経済的不安や情緒的不安

こうした状態に置かれた母親に対しては、子どもを守ることがいかに重要であるかということを理解してもらうための援助が重要となる。子どもの頃に性的虐待を体験した成人に対する臨床的なアプローチから得られた情報は、性的虐待を受けた際の(非虐待者である)母親の役割が非常に重要な意味をもっている可能性が示唆している。そうした経験をもちながら成長した人の中には、自分を性的に虐待した親に対する怒りとと

⁵ ここでは虐待者を「親」としているが、祖父や叔父などのように親でない虐待者も多い。また、性格はデータはないものの、欧米に比べ、わが国では兄による被害が多いかもしれないという臨床的な印象がある。

もに「知っていながら守ってくれなかった母親」⁶に対する怒りを表現する人も少なくない。また、かなり深刻な虐待を受けながらも、他方の親(多くは母親)が「自分の話を信じて守ってくれた」という体験を持つ人はこうした体験を非常に重要なこととして語ることが多い。こうしたことを考慮に入れるなら、虐待の存在が確認もしくは疑われ場合の母親の行動が重要な意味を持つと考えられ、こうした情報を母親に伝えることに大きな意味があると言えよう。

2) 虐待者であると考えられる親への告知

性的虐待の加害者であると考えられる親(ここでは父親とする)に対しては、子どもの行動から判断して、子どもが何らかの性的な刺激を、かつ子どもの年齢や発達段階にとって不適切(過剰)な刺激を受けている可能性が高いことを伝える必要がある。性的虐待の疑いに関するコンフロンテーションに対して、それをすぐに受け入れて認める父親はほとんどいない。否認を含むさまざまな反応を示す。その例を以下に列記する。

- ・ そうした事実はなく、子どもの虚偽であると主張する。なかには、子どもへの攻撃性をあらわにする親もいる。そうした場合、子どもが在宅のままであると、子どもに危険な状態が生じることもある。性的な行為を認めながらも、「それが悪いとは思わない」と主張する。その理由として、「性は子どもにとっても大事なこと」「親が子どもに性教育をするのは当然」「性器の接触もスキンシップのう

ち」「自分が子どもの頃にも同じような経験をした」などさまざまである。

- ・ 結果として性的な行為になってしまったことは認めるものの、それは「子どもを可愛いと思ったあまり」のもので、性的な意図を否定する。
- ・ 性的な行為を行なったことを認めるものの、それは「子どもの求めに応じただけ」のことだと主張する。

このように、コンフロンテーションに対して、父親はさまざまな反応を示すものである。いずれの場合であっても、公的な機関からの性的虐待に関するコンフロンテーションは、家族全体に深刻な危機状態をもたらすものであり、激しい情緒的反応を喚起する⁷。その結果、どのような事態が生じるかの予測は困難であり、そのため、子どもの一時保護を中心とした安全性の確保が必要となる。

子どもを分離され、コンフロンテーションを受けた父親のなかには、子どもを取り返そうと強硬な態度に出てくる場合も少なくない。性的虐待が存在すると判断されている場合には、そうした判断とその判断に至った経過、および子どもを家族のもとに戻すことができないということを一貫して伝え続けなければならない。また、性的虐待が存在するとの判断に至っておらず疑いの範囲にとどまっている場合には、疑っているという事実、そうした疑いを持つ理由を伝え、「実際に何が起こっているのかを明らかにするための調査を行っており、その間は子どもの分離を続けなければならない」ことを伝える。

また、もし仮に性的虐待が存在しないと

⁶ こうした体験を有する人の多くは、「母親は知っていた」と述べることが多い。母親は、知っていながら何もできなかった(あるいはしなかった)場合もあるが、知っていてもおかしな状況にいながらも否認の規制で意識的には「知らなかった」という人も少なくないものと思われる。

⁷ こうした反応は身体的虐待などに比べてより激しくなる傾向がある。おそらく性的なスティグマという要素が関与